様式第５－１号

契約締結判定ガイドライン

利用希望者	名前：(フルネーム)	**年齢**:　　**歳**	**対象区分**:□認知症・□知的・□精神・□その他
利用希望サービス:□類型Ⅰ:福祉サービスの利用援助のみ （評 価 基 準）:□類型Ⅱ:金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う場合 ※利用を希望するサービスにチェックをして下さい。			
社会福祉協議会名:			
インタビュー実施者　役職:		**名前**:(フルネーム)	
インタビュー日時: 令和　年　月　日(　)・　時　分 ～　時　分			
インタビュー場所:		**立会い者**:(所属)(フルネーム)	

●：契約可能のレベル　　★：契約締結審査会へ　　■：保留・再確認が必要　　▼：中止
(再確認後●or★or▼判断)

【１．コミュニケーション能力の概略評価】　　選択肢

①意思表示能力：利用希望者は、自分の意思を表示することができるか。

ａ．可能　〔口頭・筆談・手話・その他（　　)〕　→ａ●
ｂ．細かい情報は伝えられない　〔その理由　　〕　→ｂ★
ｃ．不可能　→ｃ▼

②理解能力　　：利用希望者は他の人から提供される情報を理解できるか。

ａ．可能　〔口頭・筆談・手話・その他（　　)〕　→ａ●
ｂ．細かい情報を伝えられない　〔その理由　　〕　→ｂ★
ｃ．不可能　→ｃ★

【２．契約の意思確認】

③契約発意者の確認：**このサービスを希望したのは、あなた自身ですか、誰かの勧めですか。**

ａ．本人の希望　　→インタビューへ　→ａ●
ｂ．他の人の勧め　→④へ　→ｂ●

(本人の回答の概要と様子)

(　　)

(現状や事実と差異がある場合は、その差異の内容を記載)

〔　　〕

④契約の意思確認：勧められたとのことですが、あなた自身は利用したい気持ちはありますか。

ａ．サービスに関心を示し、拒絶がない　→ａ●

ｂ．周りの者に言われるまま「はい」と言う　→ｂⅠ●，Ⅱ★

ｃ．意思が確認できない　→ｃⅠ★，Ⅱ■

ｄ．明確な拒否がある　→ｄ▼

（本人の回答の概要と様子）

（　　）

（現状や事実と差異がある場合は、その差異の内容を記載）

〔　　〕

【３．基本的情報の確認・見当識の確認】

名前の確認：お名前を確認させていただけますか。（漢字はこれでよろしいですか。）

（本人の回答）〔　　〕

（差異の内容）〔　　〕

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

生年月日　：生年月日を教えていただけますか。

（本人の回答）〔　　〕

（差異の内容）〔　　〕

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

年　齢　：今は何歳ですか。

（本人の回答）〔　　〕

（差異の内容）〔

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

住　所　：ご住所を確認させてください。

（本人の回答）〔　　〕

（差異の内容）〔　　〕

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

電話番号　：電話番号を教えていただけますか。

（本人の回答）〔　　〕

（差異の内容）〔　　〕

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

⑤基本的情報・見当識の確認（以上の質問から総合的に判断して）

ａ．ほぼ正確に答えられる　→ａ●

ｂ．援助すれば、正確な答えに同意できる　→ｂ●

ｃ．見当違いな回答をして、修正できない　→ｃ■

様式第５－１号

【４．現在の生活状況の概要、将来の計画、援助の必要性に関する認識】

（日常生活の概要）

生活での困り事：今の生活でお困りのことはありますか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　a．ほぼ正確　　b．援助すれば答えに同意　　c．不正確で修正できず

掃除やゴミだし：お掃除やごみ出しはどうされていますか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　a．ほぼ正確　　b．援助すれば答えに同意　　c．不正確で修正できず

食事の準備　　：お食事の準備はどうされていますか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　a．ほぼ正確　　b．援助すれば答えに同意　　c．不正確で修正できず

入　　浴　　：お風呂はどうされていますか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　a．ほぼ正確　　b．援助すれば答えに同意　　c．不正確で修正できず

⑥日常生活の概要（以上の質問から総合的に判断して）

a．ほぼ正確に答えられる　→a ●

b．援助すれば、正確な答えに同意できる　→b ●

c．見当違いな回答をして、修正できない　→c ★

【５．社会生活の概要】

近所づきあい　：ご近所づきあいのご苦労はないですか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　a．ほぼ正確　　b．援助すれば答えに同意　　c．不正確で修正できず

役所の手続き　：役所の手続き等で、お困りになることはないですか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

預貯金の出入　：銀行や郵便局などで預金や貯金の出し入れは、どうされていますか。

（本人の回答）（　　）

（差異の内容）（　　）

→　ａ．ほぼ正確　　ｂ．援助すれば答えに同意　　ｃ．不正確で修正できず

⑦社会生活の概要（以上の質問から総合的に判断して）

ａ．ほぼ正確に答えられる　→ａ●

ｂ．援助すれば、正確な答えに同意できる　→ｂ●

ｃ．見当違いな回答をして、修正できない　→ｃ★

【６．将来の予測、計画】

今後の生活希望：今後の生活についてどうお考えですか。住み慣れたところで生活されたいですか。

（本人の回答）（　　）

（実際の予測）（　　）

→ａ．合理的な予測　ｂ．援助すれば合理的な予測　ｃ．非現実な予測で修正できず

様式第５－１号

収入面の不安　：収入の面での不安はありませんか。

※金銭管理サービス、書類等預かりサービスの利用を希望する場合には、現在の収入、財産の状況等も本人より聞き取る。

（本人の回答）（　　）

収入について：月にどれくらい収入がありますか(金額を必ず聞き取ること)。収入は何ですか。

※答えられなかった場合は必ず本人と一緒に金額を確認し、その旨を下記に記してください。

（本人の回答）

（　　）

財産について：預貯金や不動産等はお持ちですか。預貯金はどの位ありますか。

※答えられなかった場合は必ず本人と一緒に金額を確認し、その旨を下記に記してください。

（本人の回答）（　　）

回答と事実の差異

実際の収入

財産の状況

（　　）

→ａ．合理的な予測　ｂ．援助すれば合理的な予測　ｃ．非現実な予測で修正できず

能力低下後の生活：将来身体が不自由になったり、物忘れがひどくなって、ここでの生活が難しくなった時はどうしようとお考えですか。（高齢者の場合は必ず確認）

（本人の回答）（　　）

（実際の予測）（　　）

→ａ．合理的な予測　ｂ．援助すれば合理的な予測　ｃ．非現実な予測で修正できず

⑧将来の予測、計画（以上の質問から総合的に判断して）

ａ．利用希望者の立場に立てば、合理的な予測　→ａ●

ｂ．援助すれば、ほぼ合理的な予測にいたる　→ｂ●

ｃ．全く非現実的な予測、修正できない　→ｃ★

⑨福祉サービスの利用意思確認：お困りの点については、このような福祉サービス（具体的に例示）が利用できると思いますが、利用してみたいという気持ちがありますか。

※援助していく上で是非とも必要と思われる福祉サービス、特になければ不問。

（本人の回答）（　　）

（理解の印象）（　　）

→ａ．利用意思がある　●　　ｂ．意向が不明確　★　　ｃ．明確な拒否　■

⑩日常生活自立支援事業利用意思の再確認

先ほど説明したように、私たちは契約によって福祉サービスの利用についてのアドバイスやその申し込み、業者の選択、料金の支払のお手伝い（銀行や郵便局への日常の生活費の出し入れや、通帳証書類・はんこなど貴重なものの保管）をするという仕事をしています。

〇〇さんは、このサービスを利用したい気持ちがありますか。

（本人の回答）（　　）

（理解の印象）（　　）

→ａ．利用意思がある　●　　ｂ．意向が不明確　★　　ｃ．明確な拒否　▼

【７．契約内容の理解】

⑪支援計画案の提示：（訪問相談等を通して適切と考えられるおおまかな計画を作成しておく）

これから、私たちが提供しようと考えているサービスと料金をお示しします。

大事なことですから、わからないことがあれば何度でも質問してください。

（本人の回答）（　　）

（理解の印象）（　　）

ａ．概ね理解ができ、契約を希望する　→ａ●

ｂ．理解ができているかどうか疑問　→ｂⅠ●，Ⅱ★

ｃ．理解ができていない　→ｃ■

※意思能力の喪失後の計画も予め作成する場合には、その希望についても確認。

（本人の回答）（　　）

（理解の印象）（　　）

⑫苦情の申立てについて：サービスを受けていて何かご不満のある時は、まずは生活支援員にお話ください。それでもわかってもらえない時は、大阪府社会福祉協議会までご連絡下さい。ご近所の方や親しい人に頼んでもらってもいいですよ。

（本人の回答）（　　）

（理解の印象）（　　）

ａ．概ね理解し、苦情を述べる能力がある　→ａ●

ｂ．理解できているかどうか疑問、理解していても苦情を言えそうにない　→ｂ★

ｃ．理解ができていない　→ｃ■

⑬解約について：契約を結んでも、〇〇さんはいつでも契約をやめることができます。また、ここに書かれてある場合には契約が終わることになりますが、その時は引き続き必要な援助がなされるよう配慮します。

（本人の回答）（　　）

（理解の印象）（　　）

ａ．概ね理解し、解約を申し入れる能力がある　→ａ●

ｂ．理解できているかどうか疑問、理解していても解約を言えそうにない　→ｂ★

ｃ．理解ができていない　→ｃ■

【８．専門家への意見照会に関する同意のとりつけ】

※利用希望者の状況（病状等）を確認するために、専門家に意見照会をする必要がある場合のみ。

⑭専門家への意見照会に関する同意のとりつけ

契約を結ぶ前に、主治医の方などにご意見をおうかがいしたいのですがよろしいですか。（同意を得れれば、同意書に署名と押印を依頼）

ａ．同意を得られた　→ａ●

ｂ．同意が得られない　→ｂ■

【９．再訪問についての説明】

インタビューを一旦終了。契約は改めて行うことを告げ、それまで再度検討してもらうことを依頼。

様式第５－１号

【10．記憶、意思の持続の確認・契約の意思の再確認】

《再訪問》

インタビュー日時:　　令和　　年　　月　　日(　　)・　　時　　分 ～　　時　　分	
インタビュー実施者　役職:　　**名前**:（フルネーム）	
インタビュー場所:	**立会い者**:(所属)(フルネーム)

⑮記憶、意思の持続確認・契約意思の再確認

これが、契約の内容です。先日もお話しましたがおぼえてらっしゃいますか、念のためもう一度説明させていただきます。

(本人の回答)（　　）

(理解の印象)（　　）

ａ．覚えていて、契約希望を再確認できる　→ａ●

ｂ．覚えていたかどうか疑問だが、再度の説明により契約希望　→ｂⅠ●，Ⅱ★

ｃ．前回の訪問を全く覚えていない　→ｃⅠ★，Ⅱ■

【11．実施機関での総合的判断】

ａ．契約能力があると判断し、利用者との契約をすすめる。大阪府社会福祉協議会へ事前協議を行う。

ｂ．契約能力の有無が不明であり、大阪府社会福祉協議会との協議、または審査会の審査を受ける。

(判断に疑義を抱く主な点)

（　　）

ｃ．契約能力、契約意思がないと判断し、利用者との契約を行わない。

(ないと判断した主な理由)

（　　）

様式第５－１号

※　以下の⑯及び⑰の確認については、契約締結後、定期的にまたは必要に応じて実施する。

【12．実施伏況の検討と継続の意思確認】

《契約後の再評価》

⑯サービス実施状況の確認（概ね３ヵ月後に生活支援員と専門員とで、援助に関する評価を行う）

再評価日時〔令和　年　　月　　日　〕

ａ．利用者の意思に基づくサービスの提供が可能　→ａ●

ｂ．利用者の指示どおりの援助では疑問を抱くことがある（→大阪府社会福祉協議会と協議）→ｂ■

ｃ．利用者の指示どおりの援助は利用者にとって明らかに不適切　→ｃ★

ｄ．利用者自ら意思を形成することができない　→ｄ★

（援助継続に困難な点）

（　　）

⑰継続の意思確認（概ね３ヵ月後に専門員が利用者に面接し、援助の継続について意思を確認する）

再面接日時・場所〔令和　　年　　月　　日・　　〕

ａ．契約内容を引き続き理解し、確認できる　→ａ●

ｂ．確認できたが、内容を理解しているかどうか疑問（→大阪府社会福祉協議会と協議）→ｂ■

ｃ．契約継続の意思を確認できない　→ｃ★

ｄ．合理的な理由をあげて解約を申し出る　→ｄ▼

ｅ．不合理な理由で解約を申し出る　→ｅ★

（援助継続に困難な点）

（　　）